

会議傍聴報告書

会 議： IASB 会議（2022年4月）

日 時： 2022年4月25日（月）、26日（火）、27日（水）、28日（木）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 木村 寛人

IASB 会議（2022年4月）傍聴報告

日時：2022年4月25日（月）、26日（火）、27日（水）、28日（木）

スケジュール：別紙参照

2022年4月25日から28日に、オンラインにて、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。4月のIASBボード会議では、次の項目が議論された。

- IFRS 第9号の適用後レビュー — 分類及び測定
- 第3次アジェンダ協議
- 維持管理及び一貫した適用 IFRIC アップデート
- のれんと減損
- 基本財務諸表
- IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー
- 持分法
- 開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示
- 経営者による説明

【4月25日（月）】

IFRS 第9号「金融商品」の適用後レビュー — 分類及び測定

（背景）

IASBは、2020年11月に、IFRS 第9号「金融商品」（以下「IFRS 第9号」という。）の分類及び測定の要求事項の適用後レビューを開始した。2021年9月30日に情報要請「適用後レビュー IFRS 第9号『金融商品』 分類及び測定」が公表され、2022年1月28日にコメント期限が終了している。本情報要請は、IASBのデュー・プロセスの一環としてIFRS 第9号をレビューするが、減損及びヘッジ会計の要求事項については、適用の影響に関してより多くの情報が利用可能となった時点で、別個にフィードバックを求めることとしている。2022年3月のIASBボード会議では、本情報要請に対するフィードバック及び本プロジェクトの次のフェーズの計画について議論が行われた。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性の評価に関する要求事項についてのフィードバックにおいて指摘された、次の2つの主要なトピックについて議論が行われた。

- 契約上リンクしている金融商品
- ESG連動要素を有する金融資産

また、その他のフィードバックにおいて指摘された次の6つの適用上の疑問点についても議論が行われた。

- 質問A—ある金融資産にノンリコース要素（すなわち、債務者の特定の資産に対する企業の請求権を制限する要素）があるかどうか、及びどのような状況において企業は特定の資産からのキャッシュ・フローを評価することを要求されるのか
- 質問B—企業は、関連性のある法律上の要求事項が契約において転載又は参照されている場合に、ベイルイン法制から生じるキャッシュ・フローを考慮する必要があるかどうか
- 質問C—契約でインフレーションについて調整される金利はレバレッジを持ち込むかどうか
- 質問D—政府が課したレバレッジ要因を含んだ金利はIFRS 第9号に記述されている規制金利なのかどうか

- 質問 E—期限前償還要素には、契約の早期解約に対する合理的な補償が含まれるかどうか
- 質問 F—特定の種類の金利が、改変された貨幣の時間価値要素を含んでいるかどうか

（主な暫定決定事項）

主要なフィードバックのトピック

今回の IASB ボード会議では、何も決定を求められなかった。

その他のフィードバックのトピック

IASB は次のことを決定した。

- 質問 A を契約上リンクしている金融商品の分析とともに検討する。
- 質問 B を「資本の特徴を有する金融商品」プロジェクトがさらに進展した後に検討する。
- 質問 C 及び質問 D に関する追加的な情報を収集するために会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）及び IFRS 解釈指針委員会のメンバーとのアウトリーチを実施する。
- 質問 E 及び質問 F については追加の行動はとらない。

（今後の予定）

2022 年 5 月の会議で、IASB は契約上のキャッシュ・フロー特性についての議論を結論付ける予定である。また、今後の会議で、IASB は今回の適用後レビューにおいて検討されている他のトピックについてのフィードバックを分析する予定である。

第 3 次アジェンダ協議

（背景）

IASB は、2021 年 3 月に、情報要請「第 3 次アジェンダ協議」を、2021 年 9 月をコメント期限として公表した。本情報要請は、次の質問事項から構成される。

- a. IASB の活動の戦略的方向性及びバランス
- b. IASB の 2022 年から 2026 年の作業計画に追加することが考えられる財務報告の論点の優先度の評価のための要件

- c. IASBの2022年から2026年の作業計画で優先することが考えられる新たな財務報告の論点

2021年12月のIASBボード会議において、本情報要請に対するフィードバックについての議論を完了するとともに、作業計画に追加される可能性のある財務報告の論点の優先度を評価する際に使用する判断規準が、本情報要請で提案されていた内容で最終確定された。2022年2月のIASBボード会議では、現在の作業計画にあるプロジェクトについては優先順位の見直しをせず、それらのプロジェクトについて引き続き作業すること並びに2022年から2026年のIASBの活動において現在の作業の範囲の中で新たな活動を開始しないこと及び主要な活動に対するリソースの配分を概ね変更しないことの暫定決定がなされ、2022年3月のIASBボード会議では、7つのプロジェクトの候補リストについて暫定決定がなされた。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、次の点について議論が行われた。

- どの新規プロジェクトを2022年から2026年の作業計画に追加すべきか
- 本情報要請に対してコメント提出者が行ったデュー・プロセスに関するコメント

IASBは、いくつかの各国基準設定主体の戦略的協議についてのアップデートも受けた。

（主な暫定決定事項）

2022年から2026年の作業計画に追加すべきプロジェクト

IASBは、2022年3月のIASBボード会議で候補とした7つのプロジェクトをさらに検討し、次のことを決定した。

- a. 気候関連リスクについての維持管理及び一貫した適用のプロジェクトを作業計画に追加する。
- b. リサーチ・パイプラインのプロジェクトに次に関するものを追加する。
 - i. 無形資産
 - ii. キャッシュ・フロー計算書及び関連事項
- c. 追加的な作業能力が利用可能となった場合にのみ作業計画に追加することができるプロジェクトの予備リストを作成する。
- d. 予備リストのプロジェクトに次に関するものを追加する。

- i. 事業セグメント
 - ii. 排出物価格設定メカニズム
- e. 次のものについては作業計画に追加しない。
- i. 暗号通貨及び関連取引
 - ii. 継続企業の開示

デュー・プロセスに関するコメントの概要

IASB は何も決定を求められなかった。コメント提出者のコメント及びスタッフの所見は、IFRS 財団評議員会のデュー・プロセス監督委員会に伝えられる。

(今後の予定)

IASB は、情報要請に対するフィードバック並びに 2022 年から 2026 年の IASB の活動及び作業計画を要約したフィードバック・ステートメントを公表する予定である。

【4月26日（火）】

維持管理及び一貫した適用

第三者との契約から生じた用途制限のある要求払預金

(背景)

IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）は、用途制限のある要求払預金をキャッシュ・フロー計算書及び財政状態計算書の現金及び現金同等物の構成要素として含めるかどうかについての要望を受けて議論を行い、2021年9月に暫定的なアジェンダ決定を公表した（コメント期限は2021年11月25日）。IFRS-IC は、寄せられたコメントを踏まえて審議を行い、2022年3月に、IFRS 会計基準の原則と要求事項は、企業が契約から生じた用途制限のある要求払預金を現金及び現金同等物の構成要素として含めるかどうかを決定するための適切な基礎を提供することを確認するアジェンダ決定について、結論に至った。

(今回の会議における主な論点)

今回の IASB ボード会議では、アジェンダ決定「第三者との契約から生じた用途制限のある要求払預金」（IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」）に反対する IASB メンバーがいるかどうかについて議論が行われた。

(主な暫定決定事項)

出席した IASB メンバーに反対者はいなかった。このアジェンダ決定は 2022 年 4 月に 2022 年 3 月の IFRIC Update への補遺で公表された。

IFRIC Update

IASB は、2022 年 3 月の IFRS-IC 会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は、2022 年 3 月の IFRIC Update で公表された。

IASB は、何も決定を求められなかった。

のれんと減損

(背景)

IASB は現在、IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューの結果に対応するリサーチ・プロジェクトを進めており、2020 年 3 月に、ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」を、2020 年 12 月をコメント期限として公表した。

IASB ボード会議では、現在、ディスカッション・ペーパーに寄せられたフィードバックを踏まえて、2021 年 9 月に暫定決定された新たな再審議の計画に基づいて議論が行われている。当該計画では、企業結合に関する潜在的な開示要求のパッケージについての暫定決定及びのれんの事後の会計処理についてのフィードバックの具体的な諸側面の分析を優先して議論を行うこととされている。IASB スタッフは、前者の開示要求の改善に関しては、次の事項について暫定決定を行う必要があると考えており、2021 年 11 月の IASB ボード会議では、このうち、b. から d. について議論が行われ、暫定決定がなされている。

- a. 取得のその後の業績
- b. 期待シナジー
- c. 取得した事業の貢献
- d. 財務活動から生じた負債及び確定給付年金負債

(今回の会議における主な論点)

今回の IASB ボード会議では、次のことについて議論が行われた。

- 上記 a. 及び b. に関連する IASB の予備的見解（ディスカッション・ペーパーに記述）についての追加的なアウトリーチ活動からの、企業結合に関する現在の開示要求の考え得る改善に関してのフィードバック

- それらの予備的見解を進める方法又は開発する方法

（主な暫定決定事項）

IASBは何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASBは、のれんの事後の会計処理に関して2021年9月に識別したフィードバックの具体的な諸側面について議論する予定である。その後、IASBは、次のことに関して決定を行う予定である。

- a. 企業結合に関する開示要求のパッケージ
- b. のれんの事後の会計処理に対する減損のみのアプローチを維持するという予備的見解を維持するかどうか
- c. 本プロジェクトの範囲に含まれる他のトピック

基本財務諸表

（背景）

IASBは、「基本財務諸表プロジェクト」及びより幅広い「財務報告におけるコミュニケーションの改善」に関する作業の一環として、2019年12月に公開草案「全般的な表示及び開示」を、2020年9月をコメント期限として公表した。本公開草案が最終確定される場合には、IAS第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」という。）を置き換えることになる。

2021年3月から本公開草案における提案の再審議が開始されており、概ねよく受け止められている次の提案については提案した内容で進め、範囲を絞った議論を行う（すべての側面について再審議を行わない）こととされている。

- a. 純損益計算書における小計及び区分（後述のh.を除く。）（2021年3月、5月、7月及び2022年3月のIASBボード会議）
- b. 経営者業績指標（MPM）（後述のi.を除く。）（2021年9月、11月、2022年1月及び3月のIASBボード会議）
- c. 分解表示の諸原則並びに基本財務諸表及び注記の役割（2021年4月、9月及び2022年2月のIASBボード会議）
- d. キャッシュ・フロー計算書の修正（2021年3月のIASBボード会議）

また、その他の賛否が分かれている本公開草案における次の提案については、はじめに検討の方向性を決定した後に、提案の詳細を議論する段階的なアプローチを採用することとされている。

- e. 表示すべき最低限の行項目
- f. 営業費用の分析（2021年10月のIASBボード会議）
- g. 通例でない収益及び費用（2021年12月のIASBボード会議）
- h. 不可分な・不可分でない関連会社及び共同支配企業（2021年10月及び12月のIASBボード会議）
- i. MPMの範囲の拡張（2021年3月及び6月のIASBボード会議）

2021年10月のIASBボード会議では、上記f.に関連して「営業費用の分析－注記における開示」に関する提案についての議論が行われており、企業が純損益計算書で費用の分析を機能別に表示する場合の性質別の営業費用に関する情報の開示については、IAS第1号の要求事項を強化することにはつながらないとして、部分的なコスト軽減措置を設けることは検討しないことの暫定決定がなされ、これに代わり、利用者の便益を可能な限り維持しつつコスト削減を行うための代替的なアプローチとして、一部の性質別営業費用の開示のみを要求する提案に修正することや、部分マトリクス法の採用に関する議論が行われた。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、営業費用の分析（上記f.に関するもの）に関する「注記における営業費用の性質別分析」について、次の議論が行われた。

- a. 部分マトリクス法を提案したコメントレターのフィードバック及び部分マトリクスの開示要求はどのようなもので構成される可能性があるのか
- b. そうした方法に関するコストと便益（IASBの諮問機関並びに作成者及び利用者との限定的なアウトリーチからのフィードバックに基づいて）
- c. このトピックに関する将来のペーパーの範囲

（主な暫定決定事項）

IASBは何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASBは今後の会議で本プロジェクトの提案を引き続き再審議する予定である。

【4月27日（水）】

IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー

（背景）

IASBは、2020年1月に、IFRS for SMEs 会計基準を完全なIFRS基準と整合させるかどうか、また、どのように整合させるかについて意見を求めるための情報要請「IFRS for SMEs 会計基準の2019年における包括的な見直し」を、2020年10月をコメント期限として公表した。2021年3月のIASBボード会議では、本情報要請における調整（alignment）アプローチを用いて、IFRS for SMEs 会計基準の修正の公開草案を作成することを暫定的に決定され、その後、2021年5月のIASBボード会議から、公開草案に向けて、IFRS for SMEs 会計基準の修正を提案すべきかどうか、及び提案する場合の提案方法について、各基準等を対象として具体的な検討が進められ、暫定的な決定がなされている。

2022年3月のIASBボード会議では、IFRS for SMEs 会計基準における開示要求について、こうした開示要求と公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」とを整合させるような修正案の開発に対するアプローチについて暫定決定がなされた。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、引き続き、公開草案に向けて、IFRS for SMEs 会計基準の修正を提案すべきかどうか及び提案するとした場合の提案方法について議論が行われた。

（主な暫定決定事項）

IASBは、現在の基準の16の章の修正を、IFRS for SMEs 会計基準における開示要求の更新に関して2022年3月に合意した原則の適用に基づいて、提案することを暫定的に決定した。

（今後の予定）

IASBは今後の会議でプロジェクト提案を引き続き開発する予定である。

持分法

（背景）

IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS第28号」という。）における持分法会計について適用上の問題が聞かれていることから、IASBは2020年10月のIASBボード会議において、(a)適用上の問題を識別し、どの問題に対処するのかを決定すること、(b)IAS第28号の基礎となる諸原則を識別し説明するこ

とによって、これらの適用上の問題に対処することを決定した。2021年3月のIASBボード会議では、上記(a)に関して本プロジェクトで扱う適用上の問題の詳細な選定プロセスについて議論され、2021年6月のIASBボード会議では、上記(b)に関してIAS第28号の定めから識別された諸原則、及びこれらの原則が適用されない状況において企業が持分法会計をどのように適用するのかを導くための追加の原則の開発方法について議論が行われた。

また、2021年10月のIASBボード会議では、適用上の問題を検討する前に、IAS第28号における諸原則と企業結合及び連結に関する他のIFRS基準書における諸原則との差異の影響をスタッフがリサーチすべきであることの暫定決定がなされた。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、持分法のリサーチ・プロジェクトについての議論が継続され、次のことについて議論が行われた。

- 重要な影響力の変動を生じない関連会社に対する追加的な所有持分の購入への持分法の適用
- 「財務報告に関する概念フレームワーク」、企業結合及び共同支配の取決めの各プロジェクトから生じたIFRS会計基準への変更についてのリサーチ（2022年10月のIASBボード会議の暫定決定を受けて行われたもの）の発見事項

（主な暫定決定事項）

重要な影響力の変動を生じない関連会社に対する追加的な所有持分の購入

IASBは、投資者が重要な影響力を獲得する場合に、投資の取得原価を移転された対価の公正価値（投資先に対して以前から保有している持分の公正価値を含む。）として測定することについて、利害関係者と協議することを暫定的に決定した。

また、IASBは次のことも行った。

- a. 投資者が関連会社に対する追加的な所有持分を重要な影響力の変動を生じさせずに購入する場合の、持分法の適用に対する3つのアプローチを検討した。
- b. あるアプローチを進め、それにより、重要な影響力を獲得した投資者が関連会社に対する投資を購入の累計として測定するようにすることをスタッフに依頼した。

リサーチの発見事項

IASBは何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は、当該アプローチが他の適用上の問題にどのように適用されるのかについて議論する予定である。

開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示

（背景）

IASB は、2021年7月に公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」を、2022年1月をコメント期限として公表した。本公開草案は、要件を満たす子会社が開示要求を削減した形で IFRS 基準を適用することを認める新しい IFRS 基準書を提案している。

（今回の会議における主な論点）

今回の IASB ボード会議では、本公開草案に寄せられたフィードバックについて議論が行われた。

（主な暫定決定事項）

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は、今後の会議でプロジェクト提案の再審議の計画について議論する予定である。IASB は、まず基準書案の範囲に関する主要な論点を、IFRS for SMEs 会計基準の範囲についての議論とともに再審議する予定である。

【4月28日（木）】

経営者による説明

（背景）

IASB は、より広範な企業報告の分野への貢献のために、2017年11月に、IFRS 実務記述書第1号「経営者による説明」（以下「PS 第1号」という。）の改訂に着手した。その後、2021年5月に公開草案「IFRS 実務記述書第1号『経営者による説明』（原題：Management Commentary）」を公表した（コメント期限は2021年11月）。PS 第1号は、企業の財務諸表を補完する報告書である「経営者による説明」を作成するための包括的なフレームワークを提供するものであり、本公開草案の目的は、投資者及び債権者が必要としている情報に焦点を当てた包括的な要求事項並びに経営者が当該情報を識別して明確に表示するのに役立つためのガイダンスを開発することである。

とされている。2022年3月のIASBボード会議では、本公開草案に寄せられたフィードバックについて議論が行われた。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、2022年3月のIASBボード会議に引き続き、本公開草案に寄せられたフィードバックについて議論が行われた。

（主な暫定決定事項）

IASBは何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASBは、今後の会議で本プロジェクトの進むべき道について検討する予定である。

別紙 スケジュール

4月25日（月）

時間（予定）	アジェンダ項目
11:00-13:00	IFRS 第9号の適用後レビュー — 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー3） （予定 120分→67分）
13:00-15:30	休憩
15:30-17:00	第3次アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー24） （予定 90分→49分）

4月26日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:45-10:00	維持管理及び一貫した適用 IFRIC アップデート（アジェンダ・ペーパー12） （予定 15分→11分）
10:00-12:00	のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18） （予定 120分→158分）
12:00-13:00	休憩
13:00-14:00	のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18） （予定 60分→一分<休憩前に実施>）
14:00-15:00	休憩
15:00-17:00	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21） （予定 120分→110分）

4月27日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:30-10:30	IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30） （予定 60分→17分）
10:30-12:00	持分法（アジェンダ・ペーパー13） （予定 90分→93分）
12:00-13:00	休憩
13:00-14:30	開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）

	(予定 90 分→80 分)
--	----------------

4月28日（木）

時間（予定）	アジェンダ項目
10:00-12:30	経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15） (予定 150 分→145 分)

以 上